

サービス利用者負担料金一覧表 特別養護老人ホームながうらの郷 短期入所生活介護

- 利用者負担額＝基本料金＋加算料金＋実費(居住費＋食費＋日用品代等)
- 下記の基本料金と加算料金は、地域区分別の単価(7級地 10.17円)を含んだ金額です。
- 利用者負担額の減免制度などの対象者である場合は、その認定内容に基づいた負担額となります。
- 負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している居住費及び食費の負担額となります。

利用者負担金 1日分				
基本料金	居室種別	ユニット型個室		
	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1	538円	1,076円	1,614円
	要支援2	668円	1,335円	2,002円
	要介護1	716円	1,432円	2,148円
	要介護2	786円	1,571円	2,356円
	要介護3	862円	1,723円	2,584円
	要介護4	934円	1,868円	2,801円
	要介護5	1,004円	2,008円	3,012円

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	備考
送迎加算	188円	375円	562円	*ご自宅から当施設までと当該施設職員が送迎した場合(片道につき)
機能訓練体制加算	13円	25円	37円	*機能訓練指導員を配置している場合
療養食加算 ※1回お	25円	49円	74円	*療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
サービス提供体制強化加算(I)	23円	45円	67円	*介護福祉士を一定割合以上配置している場合
看護体制加算(I)	4円	8円	12円	*常勤の看護師を1名以上配置している場合(介護予防は無し)
看護体制加算(II)	9円	17円	25円	*基準を上回る看護師を配置している場合(介護予防は無し)
夜勤職員配置加算(II)	19円	37円	55円	夜間において基準を上回る職員を配置している場合(介護予防は無し)
生産性向上推進体制加算(II)	11円	21円	31円	*利用者の安全・質の確保、職員負担軽減のための委員会開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行い、見守り機器等テクノロジーを導入し、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出した場合
介護職員処遇改善加算(I口)	*所定単位数の17.6%			*介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。*所定単位とは、基本料金に各種加算減算を加えた総単位数
医療連携強化加算	59円	118円	177円	*要件を満たした上で重度な利用者の受入を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	204円	407円	611円	*緊急な対応が必要と医師が判断し利用者の受入を行った場合
緊急短期入所受入加算	92円	183円	275円	*要件を満たした上で緊急の受入を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	122円	244円	366円	*若年性認知症利用者を受け入れ特性やニーズに応じたサービスを行った場合

居室種別	ユニット型個室		利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況
	居住費	食費		生活保護受給者の方	市世帯町村民全税員非課税	
実費	第1段階	880円	第1段階	高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下	
	第2段階	880円			夫婦:2,000万円以下	
	第3段階	1,370円		第2段階	前年の合計所得金額+年金の収入額	単身:650万円以下
	第1段階	300円	80万9千円以下の方			夫婦:1,650万円以下
	第2段階	390円	第3段階①		前年の合計所得金額+年金の収入額	単身:550万円以下
	第3段階①	650円		80万9千円超120万円以下の方		夫婦:1,550万円以下
	第3段階②	1,360円		第3段階②	前年の合計所得金額+年金の収入額	単身:500万円以下
	理美容代	利用者又はご家族の希望により、毎月1回理容サービスをご利用いただけます。(参考料金:カット2,000円、顔剃り300円程度となっております。)	120万円超の方			夫婦:1,500万円以下
	日用品代	利用者の希望により日用品、嗜好品等を購入される場合。	第4段階	上記以外の方(世帯課税)		
特別な食事の提供に要する費用	希望により提供する場合、実費を負担していただきます。	※ 第2号被保険者は段階に関わらず、単身1,000万円(夫婦合計2,000万円)以下となります。				
郵便物の郵便及び配送に係る費用	郵便物を郵便及び配送する場合、実費を負担していただきます。					
各種証明書発行に係る費用	支払い証明書等発行した場合、1通あたり200円を負担していただきます。					